

答申第 591 号

平成 26 年 9 月 24 日

神奈川県教育委員会

委員長 具志堅 幸司 殿

神奈川県情報公開審査会

会 長 西 谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成 25 年 5 月 31 日付けで諮問された特定の県立高等学校における生徒の健康調査票一部非公開の件（諮問第 645 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の県立高等学校で行われた生徒に対する健康調査に係る調査票のうち、生徒の学年、組及び調査票の表の欄内に記載された情報は、公開すべきである。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、特定の県立高等学校（以下「本件学校」という。）で行われた生徒に対する健康調査（以下「本件健康調査」という。）に使用した調査票（以下「本件行政文書」という。）について、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、平成25年3月29日付けで一部非公開とした処分のうち、氏名、生徒番号を除いた部分の公開を求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号該当の点について

(ア) 本件学校において発生した事故（以下「本件事故」という。）を受けて開催された保護者説明会（以下「本件説明会」という。）において、すでに生徒の健康被害の症状についての内容を公開しているものについて、情報公開で非公開とする必要性がない。

(イ) 学年、組に関しては、有害有機溶剤の広がりを検証する上でも重要な証拠である。

(ウ) 具体的な記述に関しては、生徒の健康被害の実態を検証する上でも公開し、今後同様の事故が起きない様にするために必要である。

(エ) 実施機関は、個人が特定される可能性について主張しているが、どのようにして特定ができるのか大きな疑問である。

イ その他本件事故に係る主張

本件事故に係る本件学校の社会的責任はきわめて重大である。教育委員会は自らの責任を明確にすべきである。

3 実施機関（特定の神奈川県立高等学校）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書の非公開部分について

非公開とした部分は、生徒の学年、組、生徒番号及び氏名を表す部分と、症状等について具体的に記入する自由記入欄部分である。

(2) 条例第5条第1号該当性について

ア 生徒の氏名、生徒番号については、その調査書を書いた生徒を個別に特定し又は特定しうる情報として非公開とした。

イ 学年、組及び部活動についての記述については、直接個人を特定する情報ではないが、情報の絞込みが可能となり、その他の情報と照らして個人の特定につながる恐れのあるものと考え、非公開とした。

ウ 表の本文中、学年・組の両方とも記されている場合は個人を識別しうる情報ということで非公開としている。

エ また、症状等について具体的に記す自由記入欄については、生徒自身が自らの花粉症について記している箇所が多々あることなどから、特定の個人を識別しうる情報、または個人を識別することができなかつたとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるものと考え非公開とした。

(3) 条例第5条第1号ただし書エの該当性について

ア ただし書エ「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とあるとおり、当該情報を取得することによって、同種の事故などを回避する可能性を高めることにつながるなど公益性が前提と考える。

イ 本件事故は被害自体は大きかったと思うが、同種の事故を回避するためというなら、既に公開されている情報だけで十分であり、あえて公開する必要性があるほどのものではないと考える。

ウ むしろ、個人的な記載内容であって秘匿すべきものであり、公開すべき情報とは質が違うと考える。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、異議申立人から口頭による意見を、また実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件事故を受けて本件学校に在籍する生徒を対象に実施されたアンケート方式の健康についての調査票であり、これには記載者の学年、組、生徒番号、氏名を記載する欄（以下「氏名等記載欄」という。）、表形式で身体の症状が発生した場所、時期、その症状がおさまった時期等を記載する欄（以下「調査票本文」という。）及びその他の症状について自由に記入する欄（以下「自由記入欄」という。）とで構成されている。

(3) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

(イ) 氏名等記載欄のうち、生徒番号、氏名は特定の個人が識別されるため、同号本文に該当すると判断する。学年、組については、その情報のみをもって個人が識別され得るとはいえず、個人の権利利益を害するおそれがあるとはまではいえないことから、同号本文に該当しないと判断する。

(ウ) 調査票本文は、身体の症状があらかじめ類型として10項目挙げられており、それぞれの類型の症状の有無や時期、おさまった時期について○印を入れたり、記入したりする表形式のアンケートとなっている。調査票本文には、生徒の心身の状況や、部活動等個人の属性などを表

す内容が記載されており、同号本文の該当性が問題となる。

調査票本文における記載について、審査会が確認したところ、容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定の個人が識別できるものとはいえないと判断する。また、個人の心身の状況等に関する情報ではあるものの、類型化された症状の中から選択的に記入する方式であることなどから、個人の人格と密接に関係し、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとまではいえないことから、同号本文に該当しないと判断する。

(エ) 自由記入欄には、生徒個人が自筆で自らの心身の状況や心情を吐露したものが記載されており、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情報であり、仮に氏名等個人を識別する情報を伏せたとしても、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるので、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開すると規定している。

(イ) 同号ただし書エ該当性について

a 条例第5条第1号ただし書エは、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる」場合には、例外的に公開できると規定している。

b 異議申立人は、今後同様の事故が起きないようにするため本件行政文書は公開するべきであると主張しており、同号ただし書エ該当性を主張しているとも受け取れるので、以下審査会として判断する。

c 同号ただし書エは、人の生命、身体等への危害が現に生じているか又は過去に生じた事態から類推して将来このような危害等が発生することが予測される状態が存在している場合に、このような危害等から人を保護するために公開することが公益上必要であると認められる情報は公開することを定めたものであるが、前記4(3)ア

(イ) 及び (エ) で条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断した個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、こうした情報には該当しないと認められることから、同号ただし書エには該当しないと判断する。

(ウ) 本件個人情報は、「法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」又は「公務員等の職及び当該職務遂行の内容にかかる情報」とは認められないので、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないと判断する。

ウ その他

異議申立人は、本件説明会において内容を公開しているものについて、情報公開で非公開とする必要性がないと主張しているが、審査会が確認したところ、本件説明会において配布されたとみられる資料には、確かに本件健康調査の集計結果が記載されているが、これは統計的に数字として取りまとめた結果に過ぎず、本件行政文書自体とは異なる文書であることから、異議申立人の主張を採用することはできない。

(4) その他

当審査会は、行政文書公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているものであり、前記 2 (2) イの異議申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 25 年 5 月 31 日	○ 諮問書を受理
6 月 6 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
6 月 27 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
6 月 28 日	○ 異議申立人に非公開等理由説明書を送付
7 月 19 日	○ 異議申立人から、非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成 26 年 3 月 6 日 (第 134 回部会)	○ 審議
3 月 19 日	○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
3 月 28 日 (第 135 回部会)	○ 審議
4 月 21 日	○ 指名委員により異議申立人から意見を聴取
4 月 24 日 (第 136 回部会)	○ 審議
5 月 22 日 (第 137 回部会)	○ 審議
6 月 26 日 (第 138 回部会)	○ 審議

7月24日 (第139回部会)	○ 審議
8月25日 (第140回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
相 川 忠 夫	関東学院大学大学院教授	部 会 員
入 江 直 子	神 奈 川 大 学 教 授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
交 告 尚 史	東京大学大学院教授	会長職務代理者
沢 藤 達 夫	弁護士（横浜弁護士会）	
西 谷 剛	元國學院大学法科大学院教授	会 長 (部会長を兼ねる)
東 玲 子	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員

(平成 26 年 9 月 24 日現在) (五十音順)